

(案)

資料 2-3

令和 6 年 月 日

周南市長 藤井 律子 様

周南市公立大学法人評価委員会

委員長 ○○ ○○

意 見 書

公立大学法人周南公立大学に係る中期目標の変更について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 25 条第 3 項の規定による本委員会の意見は、下記のとおりです。

記

地方独立行政法人法第 25 条第 1 項の規定に基づき市長が定める中期目標の変更について、別紙の内容を適当であると認める。